

第60回(令和3年度第3回)埼玉県男女共同参画審議会委員の意見への回答

資料1

No.	ページ	該当する部分	審議会委員の意見	関係部局	回答(案)
1	P.30	基本目標 I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大 (3) 子育ての社会的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望すれば小学校6年生まで学童保育に通えるようにしていただきたいがどうか。</li> <li>・学童保育の待機児童数の検証とか、それを想定して待機児童数を減らすようなことも目標として盛り込んでいくべきではないか。</li> </ul>	福祉部	<p>放課後児童クラブは、平成27年の制度改正により、対象学年をそれまでの「概ね10歳まで」から「6年生」までに拡大しております。</p> <p>また、待機児童が発生している放課後児童クラブにおいては、必要性の高い家庭から優先順位をつけて受け入れを行っているため、全ての方が入所することは難しい場合もあります。</p> <p>県では、受入枠を拡大するため、放課後児童クラブを整備する市町村へ助成を行っております。</p> <p>今後も待機児童の解消のため、市町村を支援してまいります。</p>
2	P.31	II-1 働く場における女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員について、県庁において実際に女性の比率はどうなっているのか。</li> <li>・県の仕事は会計年度任用職員という多様な働き方で支えられているということで、会計年度任用職員の制度も合わせて、県職員の働き方における男女共同参画ということを進めていくということをしていく必要があるのではないかと思うがいかがか。</li> </ul>	総務部	<p>会計年度任用職員における男女比は3:7となっています。性別に限らず、任用状況に関連する項目については、引き続き把握して参ります。</p> <p>女性県職員の活躍の推進として、推進項目に盛り込んでいる「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」は、会計年度任用職員を含めた全ての職員を対象とし、育児休業を取得しやすい環境の整備やワークライフバランスの推進等を進めております。</p>
3	P.77	IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校の男女別学といった制度が男女共同参画社会の形成に対し、どのような影響を及ぼしていくか確認していく必要がある。</li> <li>もし、その男女共同参画への影響が、問題があるというようなことがそのデータから明らかになれば、改善するところはやはり改善するとか、取組を新たに始めるというようなことが、必要なのではないか。</li> </ul>	教育局	<p>男女共同参画やジェンダーの視点については、共学・別学を問わず、教育現場で指導ができるよう、教職員に対し研修を通じ、正確な理解の浸透を図っています。</p>